

防地調第5515号
29.4.7
一部改正 防地調第1558号
令和元年5月31日
一部改正 防地調第12684号
令和2年8月4日
一部改正 防地調第20717号
令和2年12月28日

各地方防衛局長 殿
東海防衛支局長

地方協力局長
(公印省略)

施設発生物品等の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、施設発生物品等の取扱いについて（施本業第168号（C S C）。平成19年8月30日）は、廃止する。

添付書類：別紙

施設発生物品等の取扱いについて

1 通則

施設発生物品及び返還物品（以下「物品」と総称する。）の管理については、物品管理法（昭和31年法律第113号。以下「法」という。）、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号。以下「令」という。）、物品管理法施行規則（昭和31年大蔵省令第85号。以下「省令」という。）、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛省訓令第115号。以下「防衛省訓令」という。）その他の法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この通知の定めるところによる。

2 用語の定義

この通知において「管理」、「物品管理官」、「分任物品管理官」、「物品出納官」、「管理換」、「物品管理職員」、「物品管理官代理」又は「物品出納官代理」とは、法第1条、第8条第3項若しくは第6項、第9条第2項、第16条第1項若しくは第31条第1項又は令第8条第5項に規定する管理、物品管理官、分任物品管理官、物品出納官、管理換、物品管理職員、物品管理官代理又は物品出納官代理をいう。

3 物品出納官

物品管理官（分任物品管理官を含む。以下第29項第2号を除き同じ。）は、防衛省訓令第9条の規定に基づき物品出納官に物品の出納及び保管に関する事務を委任したときは、速やかに地方協力局長に報告しなければならない。

4 管理換の手続

物品管理官は、物品の管理換をし、又は受けようとするときは、別記第1号様式による管理換承認申請書を管理換協議書に添付して承認の申請をするものとする。

5 管理換の払出手続

- (1) 省令第14条第2項の規定による通知は、別記第2号様式による管理換物品引渡通知書により行うものとする。
- (2) 物品管理官は、管理換による物品の引渡しをしようとする場合において、その物品が寄託物品であるときは、倉庫業者に別記第2号様式による管理換物品引渡通知書を交付するとともに、その写しを支出負担行為担当官(会計法(昭和22年法律第35号)第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)に送付しなければならない。

6 管理換の報告

物品管理官は、その管理する物品の管理換を完了したときは、その結果を地方協力局長に報告しなければならない。ただし、部局の内部における管理換にあっては、管理換を受けた物品管理官が報告するものとする。

7 検収

物品管理官は、次に掲げる場合には、検収員(物品の検査及び受領(以下「検収」という。)について物品管理官を補助する物品管理職員をいう。)に検収を命ずるものとする。

ア 省令第14条第2項の規定による引渡しの通知を受けた場合

イ 別に定めるところにより、物品の引渡し等に係る通知を受けた場合

ウ その他特に必要がある場合

8 検収調書の作成

検収員は、検収を完了したときは、別記第3号様式による検収調書を作成し、物品管理官に提出しなければならない。

9 輸送の基本契約

- (1) 物品管理官は、物品を輸送するために必要があると認めるときは、あらかじめ支出負担行為担当官に対し、輸送業者と輸送に関する契約を締結することを請求しておかなければならない。
- (2) 前項の契約の締結は、別記第4号様式による輸送基本契約書により行うものとする。

10 輸送の指示

- (1) 物品管理官は必要があるときは、支出負担行為担当官又はその補助者に対し、輸送基本契約に基づいて輸送の指示をすることを請求するものとする。

る。

- (2) 支出負担行為担当官又はその補助者は、前項の規定による請求に基づき、輸送の指示をしたときは、別記第5号様式による輸送指示書を作成して、当該輸送業者に交付しその写しを物品管理官に送付するものとする。

1.1 寄託の基本契約

- (1) 物品管理官は、物品を寄託するため必要があると認めるときは、あらかじめ支出負担行為担当官に対し、倉庫業者と物品の寄託に関する契約を締結することを請求しておかなければならない。
- (2) 前項の契約は、別記第6号様式による寄託基本契約書により行うものとする。

1.2 荷役の基本契約

- (1) 物品管理官は、寄託に伴う荷役について、あらかじめ支出負担行為担当官に対し、倉庫業者と物品の荷役に関する契約を締結することを請求しておかなければならない。
- (2) 前項の契約は、別記第7号様式による荷役基本契約書により行うものとする。

1.3 寄託及び荷役の申込み

- (1) 物品管理官は、必要があるときは、支出負担行為担当官又はその補助者に対し、寄託基本契約及び荷役基本契約に基づいて寄託の申込み及び荷役の申込みをすることを請求するものとする。
- (2) 支出負担行為担当官又はその補助者は、前項の規定による請求に基づき、寄託の申込み及び荷役の申込みをしたときは、別記第3号様式による寄託及び荷役申込書を作成し当該業者に交付し、その写しを物品管理官に送付するものとする。

1.4 基本契約書の送付

支出負担行為担当官は、物品の輸送、寄託又は物品の寄託に伴う荷役に関する契約を締結したときは、その契約書の写しを地方協力局長及び物品管理官に送付しなければならない。

1.5 受入命令

物品の受入命令（省令第14条第3項に規定する受入命令をいう。）は、

別記第3号様式による受入命令書により行うものとする。

1.6 保管依頼

物品管理官は、施設発生物品にあつては、各自衛隊等（防衛省訓令第2条第2項第4号に規定する各自衛隊等をいう。）の長と協議の上、当該各自衛隊等に保管を依頼することができる。

1.7 状態級別換及び品目更訂

- (1) 物品管理官は、物品の状態級別を換え又は品目の更訂をしようとするときは、検収員に命じて必要な調査をさせ、その結果に基づき別記第8号様式による状態級別換決議書又は別記第9号様式による品目更訂決議書により行わなければならない。
- (2) 物品管理官は前項の規定により状態級別換又は品目更訂をしたときは、別記第10号様式による状態級別換通知書又は別記第11号様式による品目更訂通知書により、当該物品が寄託物品であるときは支出負担行為担当官に、出納官保管物品であるときは物品出納官にそれぞれ通知しなければならない。
- (3) 支出負担行為担当官は、前項の規定による状態級別換通知書又は品目更訂通知書を受理したときは、速やかに倉庫業者に対し必要な措置をとらなければならない。

1.8 売払の請求

- (1) 物品管理官は、物品の寄託又は受入れが完了したときは、別記第3号様式による売払要望書により契約担当官（会計法第29条の2第3項に規定する契約担当官をいう。以下同じ。）に売払のため必要な措置を請求しなければならない。ただし、当該物品管理官が契約担当官を兼ねているときはこの限りでない。
- (2) 売払のための法第27条第1項の規定に基づく不用の決定及び前項の売払要望は、別記第3号様式による不用決定決議書及び売払要望書により同時に行うものとする。
- (3) 省令第33条において準用する省令第5条第1項の規定による通知は、別記第3号様式による不用決定通知書により行うものとする。
- (4) 契約担当官は、第1項の規定による請求を受けたとき、又は契約担当官が物品管理官を兼ねている場合において、物品の寄託若しくは受入れが完了したときは、速やかに売払のため必要な措置をとらなければならない。

(5) 契約担当官は、前項の規定により売払のため契約を締結しようとするときは、次に掲げる物品の保管形態に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

ア 倉庫業者に寄託中の物品（以下「寄託物品」という。）別記第12号様式による売買契約書

イ 地方防衛局等の倉庫に保管中の物品（以下「自己保管物品」という。）別記第13号様式による売買契約書

ウ 前各号に掲げる物品以外の物品（以下「現地保管物品」という。）別記第14号様式による売買契約書

(6) 契約担当官は、前項の規定により売買契約を締結したときは、当該契約書の写しを物品管理官に送付するものとする。ただし、契約担当官が物品管理官を兼ねている場合はこの限りでない。

19 売払物品の引渡し

(1) 物品管理官は、買受人が売買代金を納入したことを領収書等により確認したときは、次に掲げるところにより物品の引渡しに関する手続を行うものとする。

ア 寄託物品の場合にあつては、別記第15号様式による引渡証書を作成し買受人に、同様式による引渡通知書を倉庫業者に、それぞれ交付するものとする。

イ 自己保管物品の場合にあつては、別記第15号様式による引渡承認書を作成し、買受人に交付するとともに、同様式による払出命令書により物品出納官に払出命令（省令第14条第1項に規定する払出命令をいう。以下同じ。）をするものとする。

ウ 現地保管物品の場合にあつては、別記第15号様式による引渡証書を作成し、買受人に交付するものとする。

(2) 物品管理官は、前項第1号及び第3号の規定により引渡証書を交付したときは、その受領欄に記名させ、その写しを返却させるものとし、寄託物品にあつては、その写しを支出負担行為担当官に送付するものとする。

(3) 物品出納官は、買受人が引渡承認書を提示して物品の引取りを申し出たときは、当該引渡承認書の受領欄に記名させ、その写しを返却させ、それと引き換えに物品を引き渡すものとする。

(4) 物品管理官又は物品出納官は第1項の規定による引渡証書の交付又は前項の規定による物品の引渡しに当たっては、売買契約書の提示を求める等の方法により、相手方の本人確認をしなければならない。

- (5) 歳入徴収官（会計法第4条の2第3項に規定する歳入徴収官をいう。）は、物品の売払代金の収納を確認したときは、すみやかに納入者の住所及び氏名又は名称、納入年月日、納入金額、契約番号その他必要な事項を契約担当官及び物品管理官に通知しなければならない。

20 廃棄の決定

- (1) 物品管理官は、防衛省訓令第30条第2項に規定する廃棄の基準により、物品の廃棄を決定しようとするときは、検収員に命じて必要な調査をさせ、その結果に基づき、別記第16号様式による廃棄決定決議書により行わなければならない。
- (2) 物品管理官は、前項の規定により廃棄の決定をしたときは、当該物品が寄託物品であるときは別記第17号様式による廃棄決定通知書により支出負担行為担当官に通知し、出納官保管物品であるときは出納官に払出命令をしなければならない。
- (3) 支出負担行為担当官は、前項の規定による廃棄決定通知書を受領したときは、すみやかに必要な措置をとらなければならない。

21 亡失物品の整理

- (1) 物品管理官は、物品について亡失の事実を確認したときは、亡失の日（亡失が不明のときは、亡失の事実を発見した日）をもって令第42条に規定する物品管理簿の記録を整理するとともに、当該物品が寄託物品であるときは、支出負担行為担当官に必要な措置をとることを請求し、出納官保管物品であるときは次項に規定する亡失物品通知書により物品出納官に令第42条に規定する物品出納簿の記録を整理することを命じるものとする。
- (2) 省令第36条において準用する省令第5条第1項の規定による通知は、別記第18号様式による物品亡失通知書により行うものとする。

22 亡失物品の報告

令第37条第2項の規定による報告は、別記第19号様式による物品亡失報告書により行うものとする。

23 契約業者の賠償責任

- (1) 支出負担行為担当官は、寄託中、荷役中又は輸送中の物品を当該業者が亡失し、又は損傷したときは、賠償責任の有無及び賠償金額を決定し、これを業者に通知しなければならない。

- (2) 支出負担行為担当官は、前項に規定する通知に対し不服の申出があったときは、再審査を行ない、必要があるときは地方協力局長と調整のうえ、改めて賠償責任の有無及び賠償金額を決定し、当該業者に通知するとともに、その写しを地方協力局長に送付しなければならない。

2.4 帳簿の様式等

- (1) 防衛省訓令第38条第1項ただし書の規定に基づき、物品管理簿及び物品出納簿の様式は、それぞれ別記第20号様式及び別記第21号様式のとおりとする。
- (2) 物品管理官及び物品出納官は、協議書、命令書、通知書、報告書、検査書、帳簿等物品の管理に係る書類を整備し、保存しておかなければならない。

2.5 物品管理官等の事務引継ぎの手続

- (1) 省令第42条の規定による引継ぎは、別記第22号様式による物品管理事務引継書により行うものとする。
- (2) 物品管理官が交替する場合において、前項の引継ぎが終ったときは、前任者（前任者に支障があるときは、後任者）は、物品管理事務引継書の写しを地方協力局長に送付するものとする。

2.6 物品の増減及び現在額報告書

物品管理官は、法第37条の規定に基づき作成した物品の増減及び現在額の報告書を翌年度の4月30日までに地方協力局長に提出しなければならない。

2.7 物品管理計算書の提出

物品管理官は、毎年度、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2章第13節の規定により作成した物品管理計算書を翌年度の4月30日までに地方協力局長に提出しなければならない。

2.8 検査

- (1) 令第44条第1項の規定に基づき、毎会計年度1回行われる検査は、2月に実施するものとする。
- (2) 検査員は、検査を終了したときは検査終了後20日以内に、会計検査院に提出する検査書を地方協力局長に送付しなければならない。

29 書類の経由

- (1) 物品管理官は、第26項及び第27項の規定による場合を除き、地方協力局長に報告し、通知し、又は申請する場合はすべて地方防衛局長を経由して行うものとする。
- (2) 分任物品管理官にあつては、第26項及び第27項の規定により地方協力局長に提出する場合には、物品管理官を経由して行うものとする。

令和 年 月 日

殿

物品管理官
官 職 氏 名

管 理 換 承 認 申 請 書

別紙管理換協議書のとおり物品の管理換の承認方を申請する。

第2号様式

管理換物品引渡通知書

(分任)物品管理官
官職氏名 殿

(分任)物品管理官
官職氏名

第 号 令和 年 月 日			現に属する分類			管理換後に属すべき分類		
管理換協議書承認 令和 年 月 日			管理換協議書送付 令和 年 月 日			受 領	物品管理簿記入 令和 年 月 日	
物品を引き渡すべき者			物品を引き取るべき場所				(分任)物品管理管 官職氏名	
物品を引き取るべき時期			引取方法					
番号	品目	級別	単位	数量	単価	金額	備考	

A 4

注：物品の送付元は、受領先に本書を送付し、受領先は、受領欄に記入の上、その写しを送付するものとする。

第3号様式

検収調書、寄託及び荷役申込書、受入命令書、
不用決定決議書、不用決定通知書、売払要望書

殿

官 職 氏 名

第 号 令和 年 月 日				SHIPPING・ ドキュメント等								
分 類				施設、部隊、 工事名等								
Item no	品目番号	品 目	単 位	数 量	状態級別	単容 単重	総 量	寄託価格		貨物類別		備 考
								単価	総価	保管	荷役	
寄 託	上記の物品を確かに受託 いたしました。 令和 年 月 日 社名及び受託倉庫名 代表者 氏名		受 入 れ	令和 年 月 日受入れ 物品出納官 官職 氏名		不 用 決 定	上記の物品の不用の決定を 決議する。 したから通知する。 (不用決定の理由)			物品管理簿登記 令和 年 月 日		
	防衛章所管物品管理取扱規則第 25条第1項第1号に該当のため			物品出納簿登記 令和 年 月 日								

A 4 注：1 用途により不要部分を消すものとする。

2 寄託及び荷役申込書の場合は、支出負担行為担当官（補助者）は、倉庫業者に本書を送付し、倉庫業者は、寄託欄に記入の上、その写しを返送するものとする。

第4号様式

契約番号

輸 送 基 本 契 約 書

- 1 役務種目 返還物品の輸送
- 2 契約単価 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第8条道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）第4条の規定に基づく貨物自動車運送事業運賃料金（令和 年 月 日認可第 号）による パーセント
(2) その他国が必要と認めた費用については、国の適正と認め
る実費を加算することができる。
- 3 主たる役務提供地
- 4 役務提供期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

標記1の返還物品の輸送に関し国を甲とし、 を乙として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、標記3の地区及び標記4の期間内において、甲の指示する物品の輸送及び積卸役務を迅速かつ最善の注意をもって行うものとする。

（保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（下請及び委任）

第3条 乙は、この契約に基づいて提供すべき役務（以下「本役務」という。）の全部又は一部を、甲の書面による承諾を得ないで第三者に委任し、又は下請けさせてはならない。

（輸送）

第4条 乙は、甲の輸送の指示に基づき、甲の指示監督に従って本役務を提供するものとする。

（役務の対価とその支払）

第5条 甲は、本役務の対価として乙に対し、標記2の単価により算定した金額を毎月1回支払うものとする。

- 2 乙は、前項の支払を受けようとするときは、甲の発する輸送指示書及び役務完了調書を請求書に添付して甲に提出しなければならない。

（権利の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利を甲の書面による承諾を得ないで、第三者

に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(危険負担)

第7条 乙は、甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、物品を輸送することができないときは、運送料を請求することができない。

(賠償責任)

第8条 乙は、天災地変等やむを得ない理由による場合を除き、本役務の提供に伴って生じた物品の亡失又は損傷について損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、その物品の時価を限度として甲が決定する。

(契約の解除及び変更)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は変更することができる。

(1) 正当な理由がないのに、乙からこの契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙がこの契約に基づく義務に違反したとき。

(3) その他特別な理由があるとき。

2 甲が前項第1号及び第2号に該当するため同項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲に与えた損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償の額は、甲が決定する。

(損害賠償の徴収)

第10条 甲は、乙に支払うべき対価から第8条第2項及び前条第3項の規定により決定された損害賠償の額(以下「損害賠償額」という。)を差し引いて支払う。

2 乙は、甲が乙に支払うべき対価がないときは損害賠償額の全額、又は損害賠償額が甲が乙に支払うべき対価を超えるときは、その超過額を甲に納付する。

3 乙は、前項の全額又は超過額を甲の指定する期日までに納付しないときは、その未納額につき年パーセント(国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率とする。)の割合で計算した額の延滞金を甲に納付する。

(損害賠償額に対する不服の申出)

第11条 乙は、損害賠償額の決定に不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に甲にその不服を申し出ることができる。

(部分的提供不能)

第12条 乙は、天災地変等やむを得ない理由により本役務の一部を提供することが不可能となつたときは、遅滞なく、その理由を記載した書面により甲の承諾を得なければならない。

(附帯条件)

第13条 乙は、本役務の提供に当たっては、甲の指示又は監督に従うとともに、甲の要求に応じ甲の行う検査に協力し、かつ、所要の報告をしなければならない。

(甲の支払遅延)

第14条 この契約における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下この条において「法」という。）の適用に関しては、次の各号によるものとする。

- (1) 甲の乙に対する通知は、これを発した日からその効力を生じ、甲が乙から受ける通知又は請求はそれが甲の指定する者に到達した日からその効力を生ずる。
- (2) 甲は、乙から本役務を完了した旨の通知を受けた日から10日以内に本役務の完了の確認又は検査を行わなければならない。
- (3) 法第6条に規定する約定期間は、30日間とする。
- (4) 法第8条第1項の遅延利息の額は、同項の規定に基づく財務省告示に定める利率により計算した額とする。

(紛争等の処理)

第15条 この契約に定めのない事項に関し生じた疑義又はこの契約に関して発生した紛争については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：国

支出負担行為担当官(契約担当官)

官 職

氏 名

Ⓜ

乙：住 所

氏 名

Ⓜ

第5号様式

輸送第 号
令和 年 月 日
輸 送 指 示 書

殿

支出負担行為担当官（補助者）
官 職 氏 名

下記のとおり輸送されたい。

記

検 収 調 書		第 号		輸送契約書		第 号	
輸送区間	荷受先			荷渡先			
輸 送 条 件		月 日から 月 日から		貨 車・トラック			
Item no	品目番号	品 目	単 位	数 量	備 考		
出納官記入欄	令和 年 月 日受入れ 物品出納官 官職 氏名			倉記 庫 入 業 者 欄	令和 年 月 日受領 社名、倉庫名 代表者 氏名		

A 4

注：輸送業者は、輸送完了後、荷渡先の出納官又は倉庫業者に本書を交付し、倉庫業者をして、これに必要事項を記入させた上、支出負担行為担当官（補助者）に送付するものとする。

第 6 号様式

契約番号

寄 託 基 本 契 約 書

- 1 役 務 種 目 返還物品の保管
- 2 契 約 単 価 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第6条の規定に基づく令和
年 月 日付け普通倉庫保管料率表による。
- 3 役務提供倉庫及び所在地
- 4 役務提供期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

標記1の返還物品の倉庫保管に関し、国を甲とし を乙として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、標記3の倉庫及び標記4の期間内において、甲が寄託した物品を善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

（保証金）

第 2 条 契約保証金は、免除する。

（下請及び委任）

第 3 条 乙は、この契約に基づいて提供すべき役務（以下「本役務」という。）の全部又は一部を、甲の書面による承諾を得ないで第三者に委任し、又は下請けさせてはならない。

（面積の確保）

第 4 条 乙は、本役務を履行するため、標記3の倉庫において、甲の必要とする最少限度の面積を確保するものとする。

（寄託）

第 5 条 甲は、乙に物品を寄託するときは、必要の都度、甲の定める寄託申込書を交付するものとし、乙は、出庫の日まで当該物品の保管の責めに任ずるものとする。

（寄託物品価格）

第 6 条 甲は、寄託物品の価格を定め、寄託申込書に記入して、乙に通知する。

（役務の対価とその支払）

第 7 条 甲は、本契約の対価として、乙の提供した役務に対し、標記2の普通倉庫保管料率表により算定した金額を、毎月1回支払う。

- 2 乙は、前項の支払を受けようとするときは、甲の発する役務完了調書を請求書に添付して甲に提出しなければならない。

（権利の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利を、甲の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。

(保管料の負担区分及び寄託の解除)

第9条 甲が寄託中の物品について第三者と売買契約を締結したときは、その物品について、乙は、その契約締結日の属する期までの保管料は甲に、次期からの保管料は買受人に請求するものとする。

2 前項の売買契約の締結日は、甲が乙に発する引渡通知書に記入する。

3 甲は、引渡通知書の引渡条件2に定める日をもって当該物品の寄託契約を解除し、その後の寄託に関しては、乙は、買受人と解決を図るものとする。

(火災保険)

第10条 乙は、第6条の寄託物品価格に基づいて、乙の負担において寄託物品に火災保険を付さなければならない。

(危険負担)

第11条 乙は、甲乙双方の責めに帰すことができない理由により物品を保管することができないときは、保管料を請求することができない。

(賠償責任)

第12条 乙は、天災地変等やむを得ない理由による場合を除き、乙の保管に係る物品の亡失又は損傷について損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、その物品の寄託価格を限度として甲が決定する。

(契約の解除及び変更)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は変更することができる。

(1) 正当な理由がないのに乙からこの契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が、この契約に基づく義務に違反したとき。

(3) その他特別の理由があるとき。

2 甲が、前項第1号及び第2号に該当するため同項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲に与えた損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償の額は、甲が決定する。

(損害賠償の徴収)

第14条 甲は、乙に支払うべき対価から第12条第2項及び前条第3項の規定により決定された損害賠償の額(以下「損害賠償額」という。)を差し引いて支払う。

2 乙は、甲が乙に支払うべき対価がないときは、損害賠償額の全額、又は損害賠償額が甲が乙に支払うべき対価を超えるときはその超過額を甲に納付する。

3 乙は、前項の全額又は超過額を甲の指定する期日までに納付しないときは、その未納額につき、年パーセント(国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率とする。)

の割合で計算した額の延滞金を甲に納付する。

(損害賠償額に対する不服の申出)

第15条 乙は、損害賠償額の決定に不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に甲にその不服を申し出ることができる。

(部分的提供不能)

第16条 乙は、天災地変等やむを得ない理由により本役務の一部を提供することが不可能となつたときは、遅滞なく、その理由を記載した書面により甲の承諾を得なければならない。

(附帯条件)

第17条 乙は、本役務の提供に当たっては、甲の指示又は監督に従うとともに、甲の要求に応じ甲の行う検査に協力し、かつ、所要の報告をしなければならない。

第18条 乙は、甲から許可された者に対し、この契約に基づいて保管中の物品の下見等に便宜を与えなければならない。

(甲の支払遅延)

第19条 この契約における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下この条において「法」という。）の適用に関しては、次の各号によるものとする。

- (1) 甲の乙に対する通知は、これを発した日からその効力を生じ、甲が乙から受ける通知又は請求は、それが甲の指定する者に到達した日からその効力を生ずる。
- (2) 甲は、乙から本役務を完了した旨の通知を受けた日から10日以内に本役務の完了の確認又は検査を行わなければならない。
- (3) 法第6条に規定する約定期間は、30日間とする。
- (4) 法第8条第1項の遅延利息の額は、同項の規定に基づく財務省告示に定める利率により計算した額とする。

(紛争等の処理)

第20条 この契約に定めのない事項に関し生じた疑義又はこの契約に関して発生した紛争については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：国

支出負担行為担当官(契約担当官)

官 職

氏 名

Ⓜ

乙：住 所

氏 名

Ⓜ

第7号様式

契約番号

荷役基本契約書

- 1 役務種目 返還物品の倉庫荷役
- 2 契約単価 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第6条の規定に基づく令和
年 月 日付け普通倉庫荷役料率表による。
- 3 役務提供倉庫及び所在地
- 4 役務提供期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

標記1の返還物品の倉庫荷役に関し、国を甲とし、 を乙として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、標記3の倉庫及び標記4の期間内において、甲が寄託した物品の保管に伴う入出庫荷役及び甲の指示する庫内作業を迅速に、かつ、最善の注意をもって行うものとする。

（保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（下請及び委任）

第3条 乙は、この契約に基づいて提供すべき役務（以下「本役務」という。）の全部又は一部を、甲の書面による承諾を得ないで第三者に委任し、又は下請けさせてはならない。

（荷役）

第4条 甲は、物品の入庫及び出庫に際しては、必要の都度、甲の定める荷役申込書を乙に交付し、特殊作業は、すべて甲の発する特殊作業指示書に基づいて行うものとする。

（役務の対価とその支払）

第5条 甲は、本役務の対価として乙の提供した役務に対し、標記2の普通倉庫荷役料率表により算定した金額を毎月1回支払う。

- 2 乙は、前項の支払を受けようとするときは、甲の発する役務完了調書を（特殊作業の場合にあつては特殊作業指示書及び特殊作業完了調書）を請求書に添付して甲に提出しなければならない。

（権利の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利を甲の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(危険負担)

第7条 乙は、甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、物品の荷役をすることができないときは、荷役料を請求することができない。

(賠償責任)

第8条 乙は、天災地変等やむを得ない理由による場合を除き、本役務の提供に伴って生じた物品の亡失又は損傷について損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、その物品の時価を限度として甲が決定する。

(契約の解除及び変更)

第9条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は変更することができる。

(1) 正当な理由がないのに乙からこの契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙がこの契約に基づく義務に違反したとき。

(3) その他特別な理由があるとき。

2 甲が前項第1号及び第2号に該当するため同項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲に与えた損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償の額は、甲が決定する。

(損害賠償の徴収)

第10条 甲は、乙に支払うべき対価から第8条第2項及び前条第3項の規定により決定された損害賠償の額(以下「損害賠償額」という。)を差し引いて支払う。

2 乙は、甲が乙に支払うべき対価がないときは損害賠償額の全額、又は、損害賠償額が甲が乙に支払うべき対価を超えるときはその超過額を甲に納付する。

3 乙は、前項の全額又は超過額を甲の指定する期日までに納付しないときは、その未納額につき、年パーセント(国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率とする。)の割合で計算した額の延滞金を甲に納付する。

(損害賠償額に対する不服の申出)

第11条 乙は、損害賠償額の決定に不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に甲にその不服を申し出ることができる。

(部分的提供不能)

第12条 乙は、天災地変等やむを得ない理由により本役務の一部を提供することが不可能となつたときは、遅滞なく、その理由を記載した書面により甲の承諾を得なければならない。

(附帯条件)

第13条 乙は、本役務の提供に当たっては、甲の指示又は監督に従うとともに、甲の要求に応じ甲の行う検査に協力し、かつ、所要の報告をしなければならない。

(甲の支払遅延)

第14条 この契約における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下この条において「法」という。）の適用に関しては、次の各号によるものとする。

- (1) 甲の乙に対する通知は、これを発した日からその効力を生じ、甲が乙から受ける通知又は請求は、それが甲の指定する者に到達した日からその効力を生ずる。
- (2) 甲は、乙から本役務を完了した旨の通知を受けた日から10日以内に本役務の完了の確認又は検査を行わなければならない。
- (3) 法第6条に規定する約定期間は、30日間とする。
- (4) 法第8条第1項の遅延利息の額は、同項の規定に基づく財務省告示に定める利率により計算した額とする。

（紛争等の処理）

第15条 この契約に定めのない事項に関し生じた疑義又はこの契約に関して発生した紛争については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：国

支出負担行為担当官（契約担当官）

官 職

氏 名

Ⓔ

乙：住 所

氏 名

Ⓔ

第8号様式

状態級別換決議書

決 裁	令和 年 月 日						
発 議	令和 年 月 日						
<p>下記のとおり状態級別換をすることを決議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
分 類			検収調書	第 号 令和 年 月 日			
品目 番号	品目規格	単 位	数 量	状 態 級 別		変 更 寄 託 価 格	理 由
				現	改		

第9号様式

品目更訂決議書

決 裁	令和 年 月 日									
発 議	令和 年 月 日									
<p>下記のとおり品目更訂をすることを決議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>										
分 類			検収調書	第 号 令和 年 月 日						
現 行					更 訂 後					
品目 番号	品 目 規 格	状態 級別	単 位	数 量	寄 託 価 格	品 目	状態 級別	単 位	数 量	寄 託 価 格
理 由										

第10号様式

状態級別換通知書

第 号

令和 年 月 日

殿

(分任)物品管理官
官職氏名

下記のとおり状態級別換をしたので通知する。

記

分類		検収調書	第 号 令和 年 月 日				
物品管理簿登記 令和 年 月 日							
物品出納簿登記 令和 年 月 日							
品目 番号	品目規格	単 位	数 量	状態級別		変更寄託価格	理 由
				現	改		

第11号様式

品目更訂通知書

第 号
令和 年 月 日
殿

(分任)物品管理官
官職氏名

下記のとおり品目更訂をしたので通知する。

記

分類			検収調書	第 号 令和 年 月 日						
物品管理簿登記 令和 年 月 日										
物品出納簿登記 令和 年 月 日										
現 行						更 訂 後				
品目 番号	品 目 規 格	状 態 級 別	単 位	数 量	寄 託 価 格	品 目	状 態 級 別	単 位	数 量	寄 託 価 格
理 由										

第12号様式

契約番号

売 買 契 約 書

- 1 売買物品名 返還物品
- 2 売買代金 金 円
- 3 代金納入期限 令和 年 月 日
- 4 契約保証金 金 円
- 5 引渡条件 現状のまま寄託場所において引き渡す。
- 6 寄託場所

標記1の物品の売買に関し、売主国を甲とし、買主 を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の指示に従い、標記2の売買代金を納入して、第9条に定める期限までに標記1の売買物品(以下「物品」という。)を引き取るものとする。

(契約保証金)

第2条(A) 乙は、この契約の履行に関し、この契約の締結と同時に、標記4の契約保証金を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(代金の納入)

第3条 乙は、甲の発する納入告知書に基づいて、標記3の期限までに売買代金を納入しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、乙が売買代金を納入したときに甲から乙に移転するものとする。

(権利の譲渡等)

第5条 乙は、第9条第1項の規定により物品を搬出するまでは、この契約により生ずる権利を甲の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(危険負担)

第6条 乙は、この契約締結の時から物品の所有権移転の時までにおいて、当該物品が甲乙双方の責めに帰することができない理由により滅失又はき損したときは、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物品の所有権移転の時から引渡しの時までにおいて当該物品が甲の責めに帰することができない理由

により滅失又はき損したときは、納入済みの売買代金の返還を請求することができないものとする。

2 乙は、この契約締結後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(倉庫保管料)

第7条 この契約締結日の属する期までの物品の倉庫保管料は、甲の負担とし、次期からの当該物品の倉庫保管料は、乙の負担とする。

(物品の引渡し)

第8条 甲は、乙が売買代金を納入したときは、引渡証書を乙に交付するものとし、これにより物品の引渡しが行われたものとする。

2 乙は、前項の規定により引渡証書の交付を受けたときは、引渡証書の受領欄に記名して、甲にその写しを返却しなければならない。

(契約保証金の返還)

第8条の2 甲は、乙が売買代金を納入したときは、第12条(A)ただし書の規定により賠償金に充てられる部分を除き、契約保証金を、乙に返還するものとする。

(物品の搬出)

第9条 乙は、物品を令和 年 月 日までに第8条の引渡証書を倉庫業者に提示して、標記6の寄託場所から搬出しなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 甲は、前項の期限をもつて当該物品についての倉庫業者との寄託契約を解除し、その後の寄託に関しては、乙は、倉庫業者と解決を図るものとする。

(物品引取りの経費)

第10条 出庫料その他物品引取りに要する費用は、すべて、乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が標記3の期限までに売買代金を納入しないとき。

(2) 正当な理由がないのに、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明のとき。

(4) その他乙がこの契約の義務に違反したとき。

2 (A) 前項の規定により、甲が契約を解除したときは、契約保証金は、国庫に帰属する。

2 (B) 前項の規定により甲が契約を解除したときは、違約金として、売買代金の100分の に相当する金額を乙から徴収する。

3 前項の規定は、甲がこの契約の解除が天災地変等やむを得ない理由によるもので

あると認めるときは、適用しないものとする。

(損害の賠償)

第12条(A) 乙は、前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲が損害を受けたとき、又はこの契約が解除されない場合においても、この契約に定める義務を乙が履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、この損害の賠償に当たっては、契約保証金の全部又は一部をこの賠償金に充てるものとする。この場合において契約保証金の全部を賠償金に充ててもなお不足を生ずるときには、乙は、その不足分を甲に速やかに支払うものとする。

第12条(B) 乙は、前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲が損害を受けたとき、又はこの契約が解除されない場合においても、この契約に定める義務を乙が履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として、甲に支払わなければならない。

(延滞金)

第13条 乙は、この契約から生ずる違約金又は賠償金を指定の期限までに納付しない場合は、その金額につき、年パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率とする。）の割合で計算した額の延滞金を甲に納付する。

(紛争等の処理)

第14条 この契約に定めのない事項に関し生じた疑義又はこの契約に関して発生した紛争については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：国

契約担当官

官 職

氏 名

Ⓜ

乙：住 所

氏 名

Ⓜ

第13号様式

契約番号

売 買 契 約 書

- 1 売 買 物 品 名 返還物品
- 2 売 買 代 金 金 円
- 3 代金納入期限 令和 年 月 日
- 4 契 約 保 証 金 金 円
- 5 引 渡 条 件 現状のまま保管場所において引き渡す。
- 6 保 管 場 所

標記1の物品の売買に関し、売主国を甲とし、買主 を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の指示に従い、標記2の売買代金を納入して、第8条第1項に定める期限までに標記1の売買物品(以下「物品」という。)を引き取るものとする。

(契約保証金)

第2条(A) 乙は、この契約の履行に関し、この契約の締結と同時に、標記4の契約保証金を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(代金の納入)

第3条 乙は、甲の発する納入告知書に基づいて、標記3の期限までに売買代金を納入しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、乙が売買代金を納入したときに、甲から乙に移転するものとする。

(権利の譲渡等)

第5条 乙は、第8条第1項の規定により、乙が物品を搬出するまでは、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(危険負担)

第6条 乙は、この契約締結の時から物品の所有権移転の時までにおいて、当該物品が甲乙双方の責めに帰することができない理由により滅失又はき損したときは、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物品の所有権移転のときから引渡しのおきまでにおいて、当該物品が甲の責めに帰すことができない理由により滅失又はき損したときは、納入済みの売買代金の返還を請求することが

できないものとする。

- 2 乙は、この契約締結後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(引渡承認書の交付等)

第7条 甲は、乙が売買代金を納入したときは、引渡承認書を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による引渡承認書の交付を受けたときは、引渡承認書の受領欄に記名して、甲に返却しなければならない。

(契約保証金の返還)

第7条の2 甲は、乙が売買代金を納入したときは、第11条(A)ただし書の規定により賠償金に充てられる場合を除き、契約保証金を乙に返還するものとする。

(物品の引渡し及び搬出)

第8条 乙は、物品を令和 年 月 日までに受領欄に記名した引渡承認書と引き換えに標記6の保管場所で引渡しを受けて搬出しなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(物品引取りの経費)

第9条 物品引取りに要する費用は、すべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が標記3の期限までに売買代金を納入しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明のとき。
- (4) その他乙がこの契約の義務に違反したとき。

- 2 (A) 前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は、国庫に帰属する。

- 2 (B) 前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、違約金として売買代金の100分の に相当する金額を乙から徴収する。

- 3 前項の規定は、甲が契約の解除が天災地変等やむを得ない理由によるものであると認めたときは、適用しないものとする。

(損害の賠償)

第11条(A) 乙は、前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲が損害を受けたとき、又はこの契約が解除されない場合においても、この契約に定める義務を乙が履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として、甲に支払わなければならない。ただし、この損害の賠償に当たつ

ては、契約保証金の全部又は一部をこの賠償金に充てるものとする。この場合において契約保証金の全部を賠償金に充ててもなお不足を生ずるときは、乙はその不足分を甲に速やかに支払うものとする。

第11条 (B) 乙は、前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲が損害を受けたとき、又はこの契約が解除されない場合においても、この契約に定める義務を乙が履行しないため甲が損害を受けたときは、その損害に相当する金額を賠償金として甲に支払わなければならない。

(延滞金)

第12条 乙は、この契約から生ずる違約金又は賠償金を指定の期限までに納付しない場合は、その金額につき、年パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率とする。）の割合で計算した額の延滞金を甲に納付する。

(紛争等の処理)

第13条 この契約に定めのない事項に関し生じた疑義又はこの契約に関して発生した紛争については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：国

契約担当官

官 職

氏 名

ⓐ

乙：住 所

氏 名

ⓐ

第14号様式

契約番号

売 買 契 約 書

- 1 売 買 物 品 名
- 2 売 買 代 金 金 円
- 3 代金納入期限 令和 年 月 日
- 4 契 約 保 証 金 金 円
- 5 引 渡 条 件 現状のまま現地において引き渡す。
- 6 保 管 場 所

標記1の物品の売買に関し、売主を甲とし、買主 を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の指示に従い、標記2の売買代金を納入して第9条に定める期限までに標記1の売買物品(以下「物品」という。)を引き取るものとする。

(契約保証金)

第2条(A) 乙は、この契約の履行に関し、この契約の締結と同時に標記4の契約保証金を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(売買代金の納入)

第3条 乙は、甲の発する納入告知書に基づいて、標記3の期限までに売買代金を納入しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、乙が売買代金を納入したときに、甲から乙に移転するものとする。

(権利の譲渡等)

第5条 乙は、第9条の規定により、乙が物品を搬出するまでは、この契約により生ずる権利を、甲の書面による承諾を得ないでこれを第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(危険負担)

第6条 乙は、この契約締結の時から物品の所有権移転の時までにおいて、当該物品が甲乙双方の責めに帰することができない理由により滅失又はき損したときは、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物品の所有権移転のときから引渡しの時までにおいて当該物品が甲の責めに帰することができない理

由により滅失又はき損したときは、納入済みの売買代金の返還を請求することができないものとする。

2 乙は、この契約締結後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(引渡証書の交付)

第7条 甲は、乙が売買代金を納入したときは、引渡証書を交付するものとし、これにより物品の引渡しが行われたものとする。

2 乙は、前項の規定による引渡証書の交付を受けたときは、引渡証書の受領欄に記名して、甲に返却しなければならない。

(契約保証金の返還)

第8条(A) 甲は、乙がこの契約書に定める搬出を終わつたときは、第12条ただし書の規定により賠償金に充てられる部分を除き、遅滞なく契約保証金を乙に返還するものとする。

(物品の搬出)

第9条 乙は、物品を令和 年 月 日までに第7条に定める引渡証書を甲に提示して標記6の保管場所から搬出しなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(物品引取りの経費)

第10条 物品引取りに要する費用は、すべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が標記3の期限までに売買代金を納入しないとき。

(2) 正当な理由がないのに、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明のとき。

(4) その他乙がこの契約の義務に違反したとき。

2 (A) 前項の規定により、甲が契約を解除したときは、契約保証金は、国庫に帰属する。

2 (B) 前項の規定により、甲が契約を解除したときは、違約金として売買代金の100分の に相当する金額を乙から徴収する。

3 前項の規定は、甲が契約の解除が天災地変等やむを得ない理由によるものであると認めるときは、適用しないものとする。

(損害の賠償)

第12条(A) 乙は、前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲が損害を受けたとき、又はこの契約が解除されない場合においても、この契約に定

める義務を乙が履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、この損害の賠償に当たっては契約保証金の全部又は一部をこの賠償金に充てるものとする。

この場合において、契約保証金の全部を賠償金に充ててもなお不足が生ずるときは、乙はその不足分を甲に速やかに支払うものとする。

第12条(B) 乙は、前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲が損害を受けたとき、又はこの契約が解除されない場合においても、この契約に定める義務を乙が履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として甲に支払わなければならない。

(延滞金)

第13条 乙は、この契約から生ずる違約金又は賠償金を指定の期限までに納付しない場合は、その金額につき年 　パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率とする。）の割合で計算した額の延滞金を甲に納付する。

(紛争等の処理)

第14条 この契約に定めのない事項に関し生じた疑義又はこの契約に関し発生した紛争については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 　年 　月 　日

甲：国

契約担当官

官 職

氏 名

Ⓜ

乙：住 所

氏 名

Ⓜ

第15号様式

引渡証書、引渡承認書、引渡通知書、払出命令書

殿

第 号 令和 年 月 日				(分任)物品管理官 官 職 氏 名		
分 類	売買契約書		第 号 令和 年 月 日		買受人 住所氏名	
品目番号	品 目	状態級別	単 位	数 量	物品引渡しの期日及び場所	備 考
受 領 欄	上記物品 本 証 書 は、確かに受領いたしました。 令和 年 月 日 買受人 住所 氏名		出 庫 ・ 払 出 欄	上記物品を 出庫 いたしました。 払出 令和 年 月 日 倉庫業者 物品出納官 官職 氏名		物品管理簿登記 令和 年 月 日
						物品出納簿登記 令和 年 月 日
引渡条件 1 上記物品の出庫料及び令和 年 月 日以降の保管料は、買受人の負担とする。 2 上記物品の寄託契約の解除日は、令和 年 月 日又はその日前に上記物品を搬出したときは、その搬出の日とする。						

A 4

- 注：1 用途により不要部分を消すものとする。
 2 引渡条件2の年月日は、売買契約書の搬出期限とする。
 3 管理換のための払出をするときは、管理換物品引渡通知書を別紙として添付する。
 4 買受人、倉庫業者又は物品出納官は、所要事項を記入の上、その写しを返却するものとする。
 5 引渡承認書を交付したときに徴収する受領証は受領欄記載の「上記物品」を消して記名し、返却させるものとする。

廃棄決定決議書

決 裁	令和 年 月 日			
発 議	令和 年 月 日			
<p>下記の物について 廃棄 の決定をすることを決議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
分 類		検収調書	第 号 令和 年 月 日	
品 目 番 号	品 目 規 格	単 位	数 量	理 由

第17号様式

廃棄決定通知書

第 号
令和 年 月 日
殿

(分任)物品管理官
官職氏名

下記の物品について令和 年 月 日廃棄の決定をしたので通知する。

記

分類		検収調書	第 号	令和 年 月 日
物品管理簿登記 令和 年 月 日				
物品出納簿登記 令和 年 月 日				
品目番号	品目規格	単位	数量	理由

物品亡失通知書

令和 年 月 日

物品出納官
官 職 氏 名 殿

(分任)物品管理官
官 職 氏 名

下記物品について亡失の事実を確認したから通知する。

分 類					
物品管理簿登記 年 月 日					
物品出納簿登記 年 月 日					
番 号	品 目	規 格・品 質	単 位	数 量	備 考

物品亡失（損傷）報告書

亡失損傷 年月日	品 目	規格・品質	単位	数 量	亡失損傷事由	亡失、損傷当 時の保管状況	亡失、損傷後 の処理状況	備 考

上記のとおり報告します。

殿

令和 年 月 日

官 職 氏 名

第20号様式

物 品 管 理 簿

検収調書		第 号 令和 年 月 日		① 摘 要		寄託倉庫 名 又 は 保管場所		② 摘 要						
③ 物品 番号	④ 品 目	⑤ 単 位	⑥ 状態級別	⑦ 価 格	増		減				⑭ 現 在 高		⑮ 摘 要	
					⑧ 整 理 区 分	⑨ 数 量	⑩ 年 月 日	⑪ 摘 要	⑫ 整 理 区 分	⑬ 数 量	保 管	貸 付 託		計

- 注： 1 この様式は、毎会計年度ごと及び検収調書ごとに別葉とする。
- 2 ①の欄には、軍からの返還に係る場合は返還部隊名及びシッピング・ドキュメント等の番号、取得に係る場合はその場所、根拠等、自衛隊施設からの発生に係る場合は、その施設名、管理換に係る場合は、相手方及び根拠書類の記号、番号等を記入する。
- 3 ②の欄には、寄託申込書又は受入命令書の記号及び番号を記入する。
- 4 ③、⑤及び⑥の欄には、検収調書の品目番号、単位及び状態級別を記入する。
- 5 ④の欄には、品名及び規格寸法を記入する。
- 6 ⑦の欄には、政令第43条第1項に規定する物品について、その価格を記入する。
- 7 ⑧及び⑫の欄には、当該異動が該当する防衛省訓令別表第4に定める区分を記入する。
- 8 ⑨、⑩及び⑬の欄には、当該異動に係る年月日及び数量を記入する。
- 9 ⑪の欄には、当該異動が引渡証書、管理換物品引渡通知書又はその他の文書に基づく場合は当該文書の記号及び番号を記入する。ただし、出納官に対する払出命令書を発出したときは、当該命令書の記号及び番号のみを記入する。
- 10 ⑭の欄には、当該異動後の現在高を記入する。
- 11 ⑮の欄には、当該異動が品目更訂又は廃棄に係る場合は、その詳細を記入するほか、適宜、必要な事項を記入する。
- 12 前年度からの繰越しについては、⑧の欄に「前年度より繰越し」と記入し、翌年度への繰越しについては⑫の欄に「翌年度に繰越し」と記入する。

第21号様式

物 品 出 納 簿

保管場所														
① 物品 番号	② 品 目	③ 単 位	④ 状 態 級 別	増				減				⑬ 現在高	⑭ 備 考	
				⑤ 年月日	⑥ 摘 要	⑦ 整理区分	⑧ 数 量	⑨ 年月日	⑩ 摘 要	⑪ 整理区分	⑫ 数 量			

A 4

- 注： 1 この様式は、毎会計年度ごと及び受入1件ごとに別葉とする。
- 2 ①、②、③、④及び⑬の欄には、別記第21号様式の注4、5及び10に準じて記入する。
- 3 ⑤、⑧、⑨及び⑫の欄には、それぞれ当該物品の異動に係る年月日及び数量を記入する。
- 4 ⑥及び⑩の欄には、当該異動が受入命令書、払出命令書又はその他の文書に基づく場合は当該文書の記号及び番号を記入する。
- 5 ⑦及び⑪の欄には、当該異動が該当する防衛省訓令別表第5に定める区分を記入する。
- 6 ⑭の欄には、引渡証書又は管理換物品引渡通知書の記号及び番号を記入するほか、適宜、必要な事項を記入する。
- 7 前年度からの繰越しについては⑦の欄に「前年度より繰越し」と記入し、翌年度への繰越しについては⑪の欄に「翌年度に繰越し」と記入する。

物 品 管 理 事 務 引 継 書

下記のとおり物品（分類： ）管理事務の引継ぎを了した。

令和 年 月 日

前任者管理期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

前任 物品管理職員 官職 氏名

後任 物品管理職員 官職 氏名

記

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 物品現在高 | 簿記載のとおり |
| 2 | 帳 簿 | 簿 冊 |
| | | 簿 冊 |
| 3 | 証 拠 書 類 | 書 冊(枚) |
| 4 | そ の 他 | |